

福岡県公報

平成十九年一月二十四日
第二千六百三十三号
増刊 ①

目次

規則(第三号)

○福岡県財務規則の一部を改正する規則

(出納事務局出納総務課) ……………一

規則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年一月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

○ 第四百四十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、情報通信の技術の利用により行う公有財産の売払いに係る入札(以下「公有財産売払特例入札」という。)の場合は、公有財産の売払いの予定価格の百分の十の金額の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならない。

第四百五十四条に次の一項を加える。

2 前項に規定する入札書は、公有財産売払特例入札の場合には、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を当該入札書とみなす。

第一百五十六条第一項第五号中「記名押印」の下に「(公有財産売払特例入札の場合にあつては、氏名又は名称を明らかにする措置であつて知事が定める措置)」を加え、同

項第六号中「第四百四十五条第一項」を「第四百四十五条第一項又は第二項」に改める。
第六十九号中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「第四百四十五条第二項各号」を「第四百四十五条第三項各号」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、公有財産売払特例入札の場合には、公有財産の売払いの予定価格の百分の十の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならない。
第九十条に次の一項を加える。

第九十条に次の一項を加える。

7 前各項の規定にかかわらず、公有財産売払特例入札の場合の入札保証金の収納保管については、第八十九条第一号トに掲げる保管現金の収納保管の例による。

第九十一条に次の一項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、公有財産売払特例入札の場合の入札保証金の払戻しについては、第八十九条第一号トに掲げる保管現金の払戻しの例による。
第九十五条に次の一項を加える。

第九十五条に次の一項を加える。

6 前各項の規定にかかわらず、公有財産売払特例入札の場合の入札保証金に代わる有価証券の受入手続は、契約保証金に代わる有価証券の受入手続の例による。
第二百二十三条第二項第二号中「一月」を「一年」に改める。

第二百七十六条第二項中「第四百四十五条第二項第一号」を「第四百四十五条第三項第一号」に改める。
別表三警察本部駐車対策課の項中「払込み」の下に「並びに歳計現金(つり銭資金)の出納及び保管」を加える。

附則
の施行期日

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二百二十三条の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

(福岡県営林規則の一部改正)

2 福岡県営林規則(昭和三十九年福岡県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第一百六十九条第五項」を「第一百六十九条第六項」に改める。

発行
福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)